

一般社団法人住む一ぶ全国協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人住む一ぶ全国協議会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、高齢者の引越し等に携わる事業者と、その利用者や支援者が連携して、高齢者の住環境に関わる社会問題の解決に資すること等を目的として、次の事業を行う。

1. 中小運送事業者に対するコンサルティング、人材育成
2. 行政等とのネットワークの構築
3. 研修会、講演会、相談会等の企画及び開催並びにこれらへの講師及び相談員等の紹介
4. 書籍、印刷物等の企画及び出版
5. 会員相互の親睦活動
6. 上記各号に附帯関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

1. 正会員
当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体であり、運送事業者である者
2. 賛助会員
当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体であり、運送事業者以外の者

(入会)

第6条 当法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事の過半数による承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、社員総会において別に定める額の入会金及び会費（以下「会費等」という）を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、当法人所定の様式による退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

1. 定款その他の規則に違反したとき
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
3. その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 死亡し、又は会員たる団体が消滅したとき
2. 禁固以上の刑に処せられたとき
3. 破産手続開始の決定を受けたとき
4. 社員総会の決議によって除名処分を受けたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が当法人を退会した場合であっても、会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。
- 3 社員総会は、理事の過半数の決定にもとづき代表理事が招集し、代表理事がその議長に当たる。

(決議)

第 13 条 社員総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 49 条第 2 項による特別決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権等)

第 14 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

2 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的記録をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 15 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第 4 章 役員

(機関)

第 16 条 当法人には社員総会、理事及び監事を設置する。

(員数等)

第 17 条 当法人には社員総会、理事 3 名以上、監事 1 名以上を設置する。

2 理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

3 監事は、当法人の理事及び使用人を兼ねることはできない。

(選解任の方法)

第 18 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任し、解任することができる。

(任期)

第 19 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、いずれも再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役付理事)

第 20 条 理事のうち 1 名を代表理事とし、理事の互選によりこれを定める。

2 代表理事のほか、必要に応じて、理事の互選により、副代表理事、専務理事、常任理事若干名を定めることができる。

(報酬等)

第 21 条 理事及び監事に対して、社員総会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 5 章 計算

(事業年度)

第 22 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(残余財産の処分)

第 23 条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第 24 条 当法人は剰余金の分配を行わない。

第 6 章 附則

(法令の準拠)

第 25 条 本定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令に従う。